

新発田市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

概 要

令和6年3月

新発田市

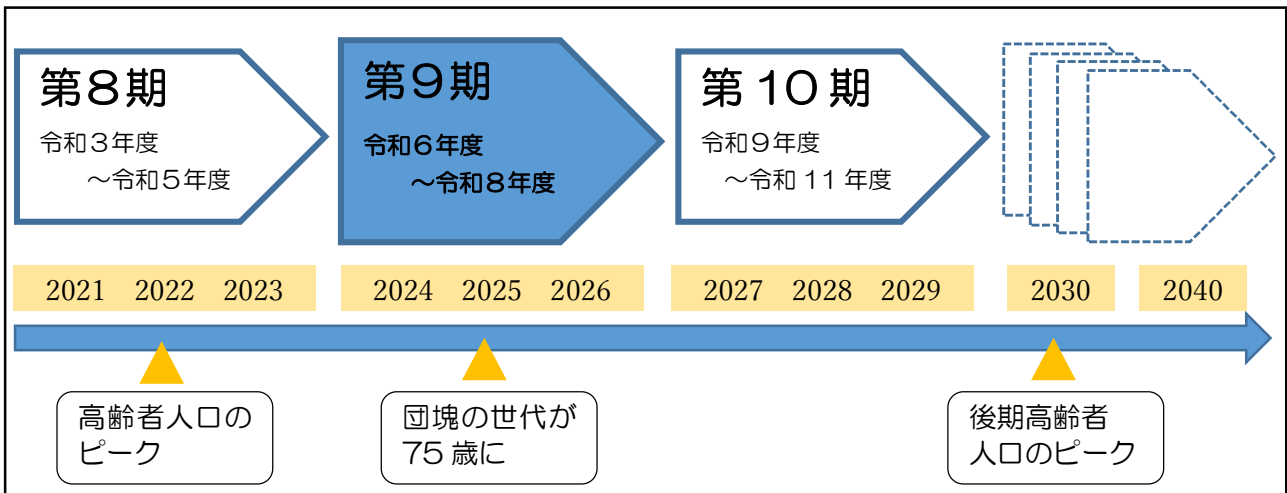
計画策定の目的と背景

●計画の性格・位置づけ

本計画は、「新発田市まちづくり総合計画」、「新発田市健康長寿アクティブプラン」及び「新発田市地域福祉（活動）計画」を上位計画とし、他の諸計画や国、新潟県の関連計画との整合を図りながら、将来を見据えた長期的な視点を持ち、持続可能なまちとするため、「住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続ける健康長寿のまち」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けた高齢者施策の方針を示します。

●計画期間

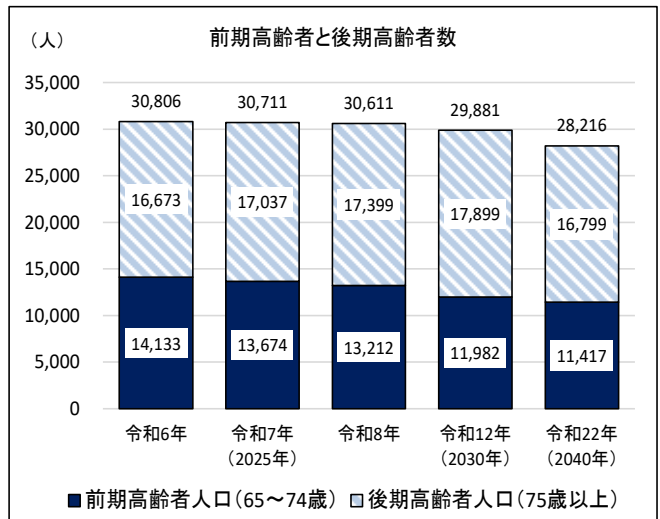
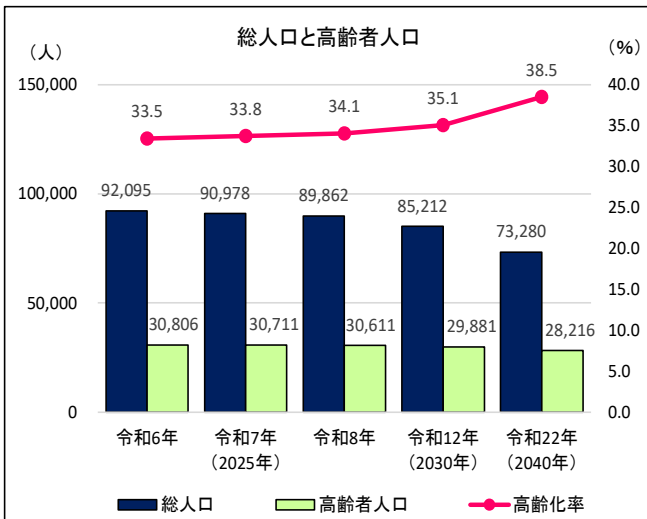
令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。



高齢者を取り巻く状況

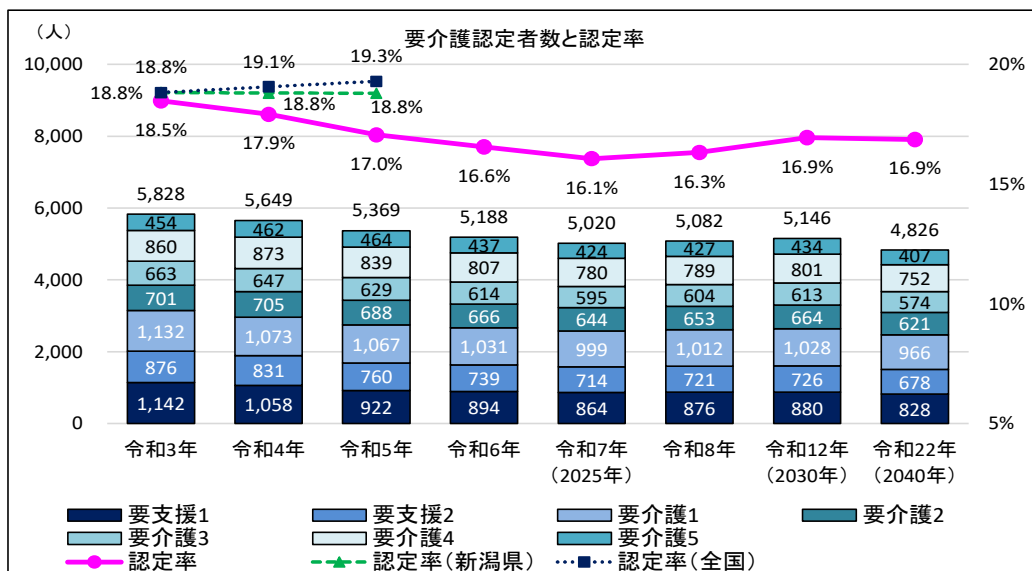
●高齢者人口の推移

本市の人口は減少傾向の中、高齢者人口は増加していましたが、令和4年をピークに令和5年は減少となっており、今後も減少傾向が続くものと予想されます。高齢者人口の内訳をみると、65歳から74歳までの前期高齢者は既に減少傾向にあるものの、75歳以上の後期高齢者は今後も当分は増加傾向にあると推測されます。また、高齢者人口の減少幅以上に64歳以下の人口が急減するため、高齢化率は上昇する見込みです。



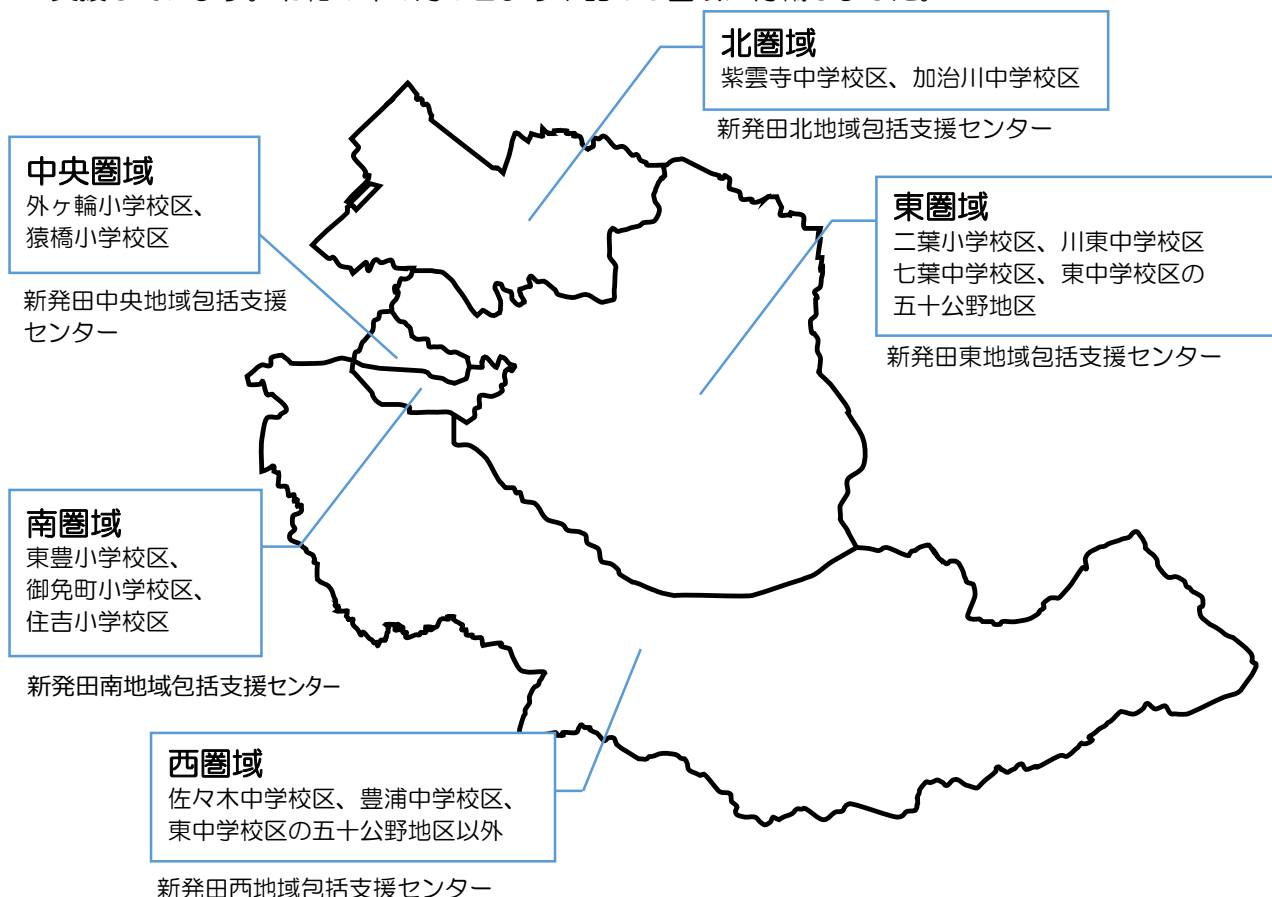
●要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者（第2号被保険者含む）は減少傾向にあり、介護を必要としない高齢者の割合が増えています。また、第1号被保険者に対する認定率も同様に、令和元年以降、減少傾向にあります。国・新潟県の認定率が、横ばいから増加傾向にあるなか、当市は減少が続いていることから、介護予防・重度化防止の取組の効果が表れているものと考えられます。



●日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地域包括ケアシステムを構築する一つの区域として、地理的条件や人口等を総合的に勘案して介護保険事業計画に定めるものとされており、本市においては、小・中学校区を基本単位とした中央・東・西・南・北の5圏域を設定しています。各圏域に地域包括ケアシステムの中核機関として、「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の保険医療の向上及び、福祉の増進を支援しています。令和4年4月1日より下記の5圏域に再編しました。



基本理念と施策体系

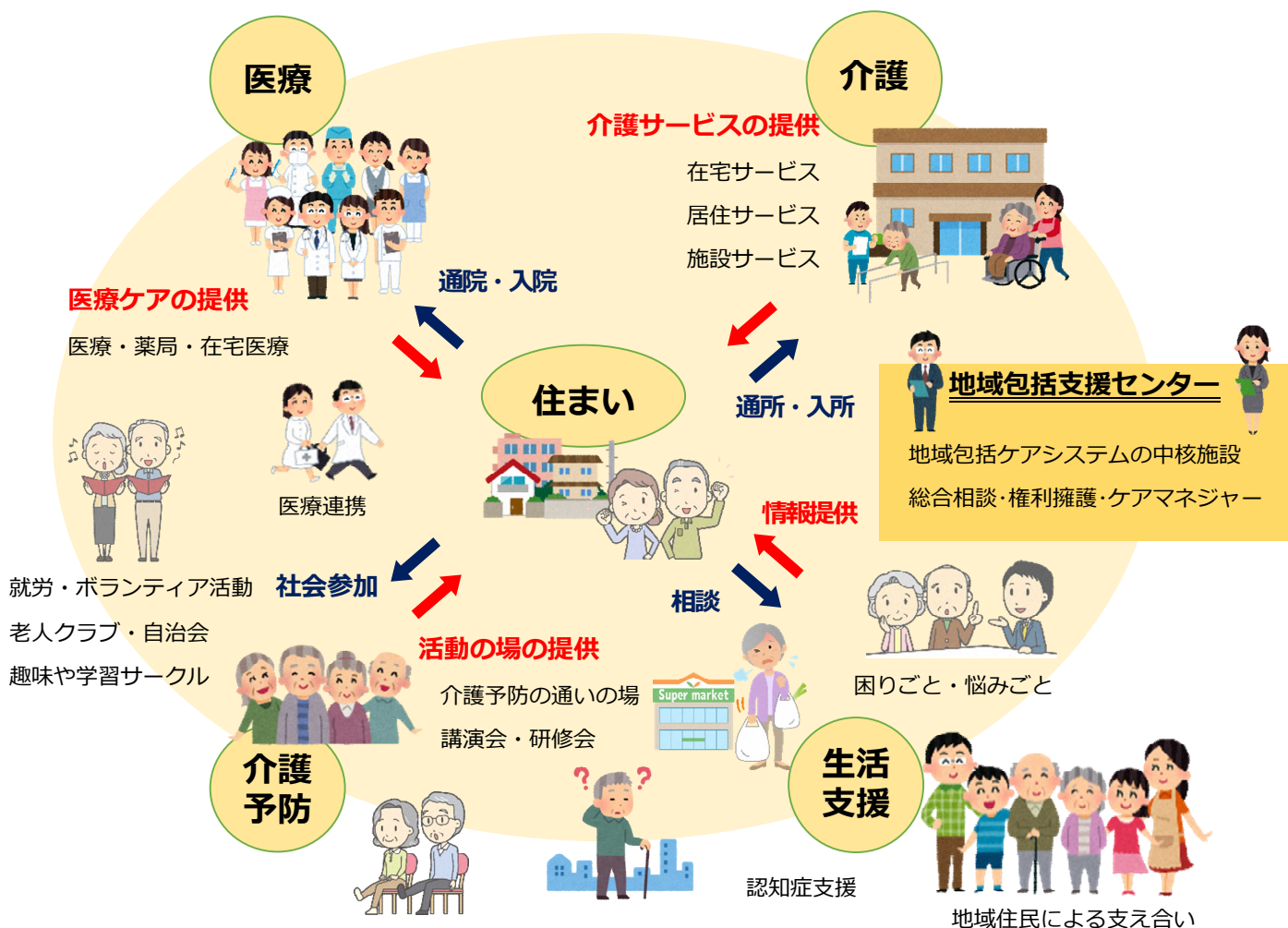
●基本理念

これまでの計画の中で、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるまちを目指し、地域の通いの場である「ときめき週1クラブ」の立上げや、サービスC事業、eスポーツ体験事業の創設など、高齢者が主体的に介護予防に取り組む環境づくりを進めてきました。人口が減少し、少子高齢化が進む中で、介護需要の増加や介護者への支援が求められています。今後、医療的ケアが必要となる高齢者が増加すると予測される一方で、それを支える人材の不足が懸念されています。さらに、老老介護、障がいのある子と要介護の親の同居、ひきこもりや虐待など、高齢者を取り巻く環境は多様化、複雑化しています。

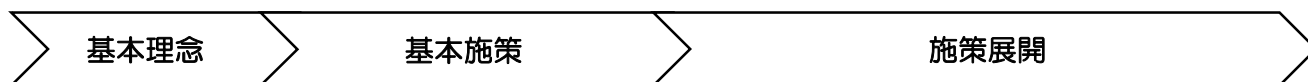
このような地域社会にあって、市民が世代や分野を超えてつながることで地域課題を解決し、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本計画では、前期計画に引き続き地域共生社会の実現に向けて、「住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続ける健康長寿のまち」を基本理念に掲げました。また、基本施策として、「高齢者の社会参加の推進」、「地域での暮らしを支える環境づくり」、「認知症との共生と予防」、「介護予防活動の推進」、「持続可能な介護保険制度の運営」の5つの視点で取組を進めることで、これまで進めてきた地域包括ケアシステムのさらなる発展を目指します。

地域包括ケアシステムイメージ図



●施策体系



住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続ける健康長寿のまち

| | |
|------------------|--|
| 高齢者の社会参加の推進 | 社会参加のための環境づくり 社会参加のための活動支援 |
| 地域での暮らしを支える環境づくり | 地域のつながりの深化 地域包括支援センターの機能強化 在宅医療・介護連携の推進 |
| 認知症との共生と予防 | 認知症に対する理解の促進 認知症の予防の推進 認知症への支援の充実 |
| 介護予防活動の推進 | 介護予防に関する普及啓発 地域づくりによる介護予防 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 |
| 持続可能な介護保険制度の運営 | サービス提供体制の構築 介護保険事業の適正化 介護保険制度の普及啓発 |

【重点取組】

- ① 「健康長寿アクティブ交流センター」を拠点とした社会参加活動の支援
- ② 地域における住民相互によるつながり・支え合いの促進
- ③ 「認知症サポーター」養成による認知症に対する理解の促進
- ④ 住民主体の通いの場「ときめき週1クラブ」を中心とした地域づくりによる介護予防
- ⑤ 介護人材確保に向けた魅力度向上と理解の促進

●高齢者の社会参加の推進

健康寿命を延伸する上で高齢者が生きがいを持ち、いきいきと活動していくためには就労やボランティア、趣味の活動等により社会参加を行い、社会的役割を持つことが非常に重要です。しかし、コロナ禍を経た今、外出控え等により、社会との関係が希薄化している高齢者が増えたことが懸念されています。多様化する高齢者のニーズに合わせた社会参加の機会を充実させることで、社会参加に対する参加意欲の増進に取り組みます。また、その重要性について様々な事業や広報媒体を活用する等により、啓発を行っていきます。

●地域での暮らしを支える環境づくり

本市では高齢者の独居世帯や高齢者世帯、認知症高齢者が増加しており、日常生活上の見守りやちょっとした支援といった地域の支え合い機能がますます重要となっています。地域における住民相互によるつながり・支え合いを促進するとともに、少しでも長く在宅生活を続けられるような体制整備に取り組みます。

●認知症との共生と予防

認知症高齢者数は年々増加しており、今後は後期高齢者の増加とともにさらに増加すると推測されます。令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の方を含めた一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる共生社会を目指すことが定められました。今後は、「認知症施策推進大綱」の考え方や国が示す「認知症施策推進基本計画」を踏まえ、社会全体で認知症に対する理解を深めるとともに、地域において安心して日常生活を営むことができるよう支援に取り組みます。

●介護予防活動の推進

高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送るためには、フレイル傾向の方を早期に発見し介護予防活動につなぐことが重要です。健康や介護予防に関する意識を高め、健康診査の受診や介護予防活動への自発的な参加を促すため、健康分野とさらなる連携を行い、介護予防活動の普及に努めます。また、リハビリテーション専門職が介護予防に関与することで重度化防止とセルフマネジメントの定着に取り組みます。

●持続可能な介護保険事業制度の運営

当市の人口推計では、85歳以上の人口は2040年まで増加する一方で、現役世代は2040年までに1万人程度減少すると推測されており、急激な人口構造の変化が予測されます。介護保険制度の普及啓発に加え、介護人材確保と介護現場の生産性向上により、サービスの質の確保や基盤整備、職員の負担軽減を図ることで、必要な人が真に必要なサービスを利用できる体制の構築に取り組みます。

介護保険事業費と保険料

●介護サービス等の整備

本市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活ができるように「地域密着型サービス」の充実を推進しています。後期高齢者の増加、医療・介護の両方のニーズを有する高齢者の増加を見据え、適切なサービス量の確保に向けて、下記のとおり基盤整備を行い、高齢者の生活基盤の確保及び高齢者を支える家族の介護離職防止を図ります。

- ・看護小規模多機能型居宅介護 1施設 29人
- ・介護老人福祉施設併設短期入所生活介護（ショートステイ）から
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換 複数施設から29人

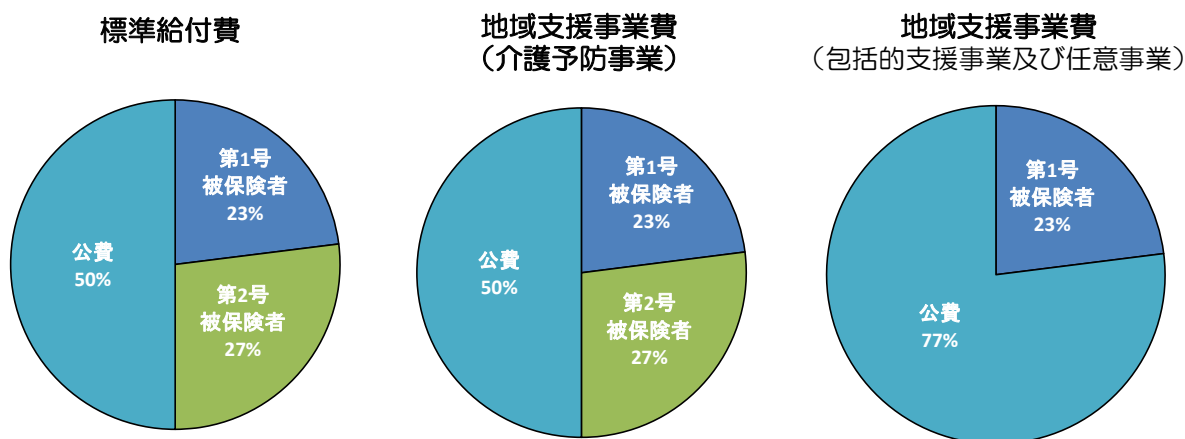
●介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

| 区分 | 第8期計画 (見込み) | 第9期計画 (推計) | 第9期計画 (推計) | | | (推計) |
|-------------|----------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和22年度 |
| 標準給付費 | 26,804,401 | 26,920,472 | 8,994,147 | 8,884,964 | 9,041,360 | 8,513,936 |
| 地域支援 事業費 | 1,458,867 | 1,544,043 | 503,690 | 514,771 | 525,581 | 446,477 |
| 合計 | 28,263,268 | 28,464,515 | 9,497,837 | 9,399,735 | 9,566,941 | 8,960,413 |

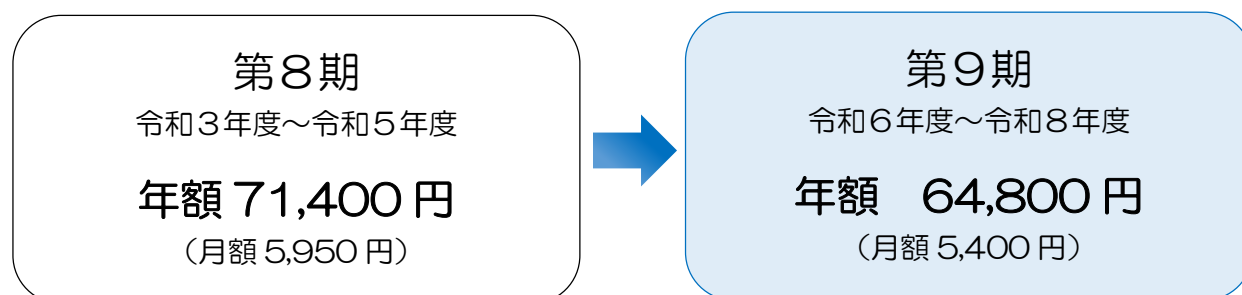
●介護保険事業の財源構成

保険者（市町村）は、介護サービス費用の7～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。第1号被保険者は、介護保険事業費の23%を保険料で負担します。



●介護保険料の基準額

第9期計画における介護保険サービス見込量の推計を行い、介護保険事業費を算定し、保険料算定の諸要件及び国の指針に基づき、介護保険料の基準額を算定しました。



●所得段階の保険料

第1号被保険者の保険料は、その所得分布状況等を踏まえて算定することになっており、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料を設定しています。所得段階については、国の見直しに伴い、本計画から現在の9段階から13段階へ変更します。

■所得段階別の保険料（第8期との比較）

| 対象者要件 | 第8期 | | | 第9期 | | |
|--|------|------|-----------------------|-------|-------|-----------------------|
| | 所得段階 | 乗率 | 年額 | 所得段階 | 乗率 | 年額 |
| <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方 | 第1段階 | 0.30 | 21,400円 | 第1段階 | 0.285 | 18,500円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方 | 第2段階 | 0.45 | 32,100円 | 第2段階 | 0.485 | 31,400円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円を超える方 | 第3段階 | 0.70 | 50,000円 | 第3段階 | 0.685 | 44,400円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方 | 第4段階 | 0.95 | 67,800円 | 第4段階 | 0.90 | 58,300円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円を超える方 | 第5段階 | 1.00 | 71,400円 (月額5,950円) | 第5段階 | 1.00 | 64,800円 (月額5,400円) |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 第6段階 | 1.25 | 89,300円 | 第6段階 | 1.20 | 77,800円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 第7段階 | 1.35 | 96,400円 | 第7段階 | 1.30 | 84,200円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 第8段階 | 1.60 | 114,200円 | 第8段階 | 1.50 | 97,200円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 第9段階 | 1.70 | 121,400円 | 第9段階 | 1.70 | 110,200円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | | | | 第10段階 | 1.90 | 123,100円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | | | | 第11段階 | 2.10 | 136,100円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | | | | 第12段階 | 2.30 | 149,000円 |
| <ul style="list-style-type: none"> 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方 | | | | 第13段階 | 2.40 | 155,500円 |